

## 市からのお知らせ

### くらし

#### 自主防犯組織活動を支援するため 防犯パトロール活動などに係る 経費の一部を補助します

**申請期間**／4月1日(水)～令和9年3月26日(金)

**補助対象団体**／市内に活動の拠点をおき、継続して防犯活動を行うために自主的に結成された団体で県の防犯ボランティア団体に登録のある団体

#### 補助対象となる経費／

①青色回転灯を装備した自動車でのパトロールにかかる燃料代(1kmあたり10円)

②その他地域におけるパトロールおよび見守り活動に要する経費  
※各団体について一会計年度に1回限りの申請とします。

**補助金額**／補助対象となる経費①②それぞれ次に掲げる方法により算出した額の合計額

・補助対象となる経費×補助率3分の2(上限10,000円)  
※千円未満切捨て

**申請方法**／活動をする前に申請書類に必要事項を記入し、必要な書類などを添えて危機管理課または各支所へ申請してください。

### くらし

#### 特殊詐欺対策機器購入費の 一部を補助します

**申請期間**／4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

**対象者要件**／市内に住所を有し、令和9年3月31日時点で、65歳以上の方で次のいずれかの要件を満たす方

①65歳以上のひとり暮らしの方  
②65歳以上の方のみで構成される世帯の方

③日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の方

**対象機器**／通話録音機能や着信拒否機能を内蔵する固定電話機または同様の機能がある固定電話機に接続する特殊詐欺対策機器  
※自宅に設置した新品に限ります。

**対象経費および補助金額**／購入費および設置工事費に係る経費の2分の1以内(上限6,000円)

※100円未満は切捨て

**申請方法**／特殊詐欺対策機器の購入前に、申請書類に必要事項を記入し、見積明細書の写し、カタログなどの写しを添えて、危機管理課または各支所へ申請してください。

### くらし

#### 自転車乗車用ヘルメット 購入費の一部を補助します

**申請期間**／4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

**対象者要件**／市内に住所を有し、令和9年3月31日時点で、7歳～18歳・65歳以上の方

※お一人様につき1個・1回限り

※過去に申請された方は再度申請することができません。

**補助対象となるヘルメット**／令和8年4月1日以降に購入した安全基準に適合している安全認証マークが付いている新品の自転車乗車用ヘルメット

**補助金額**／上限2,000円

**申請方法**／ヘルメット購入後に、申請書類に必要事項を記入し、領収書、通帳の写し、安全認証マークが確認できる書類などを添えて、危機管理課または各支所へ申請してください。

**注意事項**／必要書類などは、市ホームページまたは、危機管理課に確認ください。

☎危機管理課 ☎ (55)7130



## 津島市消防本部とのはしご自動車の共同運用開始

愛西市消防本部では、令和8年3月31日(火)から津島市とのはしご自動車の共同運用を開始しました。この取り組みは、整備費用が高額なはしご自動車を両市で共同整備、運用することで財源の効率的な配分を図り、両市圏域内の消防力を充実強化することを目的として行うものです。

#### 対象とする災害

両市圏域内で発生した中高層建物(4階建て以上)火災、高所の救助事案およびはしご自動車を必要とする事案に出動します。

#### 共同運用するはしご自動車の特徴

40メートルの高さまではしごを伸ばすことができるほか、四輪操舵によりスムーズな走行が可能です。

#### 配置場所

愛西市消防本部消防署・津島市消防本部消防署

☎消防本部消防課 ☎ (26)1104

